

○かながわ食の安全・安心行動計画

※ 資料1のページ数を記載

かながわ食の安全・安心行動計画（令和3年度）	かながわ食の安全・安心行動計画（令和2年度）												
<div data-bbox="163 320 922 421" style="background-color: #333; color: white; padding: 10px; text-align: center;"> <h2>2 生産者等に対する指導等の実施</h2> </div> <p>●P9</p> <p>(2) 畜産農家等に対する指導等の実施</p> <p>イ 家畜の衛生検査 (家畜の衛生検査)</p> <table border="1" data-bbox="190 596 889 708"> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度計画</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20,000 件</td> </tr> </table> <p>(3) 漁業者等に対する指導等の実施</p> <p>イ 養殖魚類における水産用医薬品の残留検査 (水産用医薬品の残留検査)</p> <table border="1" data-bbox="190 863 889 975"> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度計画</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12 検体</td> </tr> </table> <p>ウ 貝毒原因プランクトンのモニタリング及び貝毒検査 (貝毒検査)</p> <table border="1" data-bbox="190 1091 889 1203"> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度計画</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20 検体</td> </tr> </table>	令和3年度計画	20,000 件	令和3年度計画	12 検体	令和3年度計画	20 検体	<div data-bbox="1137 320 1897 421" style="background-color: #333; color: white; padding: 10px; text-align: center;"> <h2>2 生産者等に対する指導等の実施</h2> </div> <p>●P9</p> <p>(2) 畜産農家等に対する指導等の実施</p> <p>イ 家畜の衛生検査 (家畜の衛生検査)</p> <table border="1" data-bbox="1164 596 1863 708"> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度計画</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30,000 件</td> </tr> </table> <p>(3) 漁業者等に対する指導等の実施</p> <p>イ 養殖魚類における水産用医薬品の残留検査 (水産用医薬品の残留検査)</p> <table border="1" data-bbox="1164 863 1863 975"> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度計画</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15 検体</td> </tr> </table> <p>ウ 貝毒原因プランクトンのモニタリング及び貝毒検査 (貝毒検査)</p> <table border="1" data-bbox="1164 1091 1863 1203"> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度計画</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">22 検体</td> </tr> </table>	令和2年度計画	30,000 件	令和2年度計画	15 検体	令和2年度計画	22 検体
令和3年度計画													
20,000 件													
令和3年度計画													
12 検体													
令和3年度計画													
20 検体													
令和2年度計画													
30,000 件													
令和2年度計画													
15 検体													
令和2年度計画													
22 検体													

5 食品営業者等における自主管理の促進

●P13

(1) 食品営業施設等における自主管理の促進

ア 衛生管理等の促進

食品営業者等における食の安全・安心の確保に向けた取組みを促進するため、製造業、調理業及び販売業の各業種に対し、HACCPに沿った衛生管理について指導を行い、施設の衛生管理及び食品又は添加物の取扱い等に関する衛生管理計画の作成、記録等に係る助言を行います。(生活衛生課)

イ 食品衛生責任者等衛生講習の実施

食品営業者による自主管理を促進し、衛生意識の向上を図るため、食品営業許可施設の食品衛生責任者、営業者等に対し、講習会を開催します。また、一部の講習会は、Webを活用したeラーニング形式で実施します。(生活衛生課)

(食品衛生講習会の開催)

令和3年度計画
140回

(2) と畜場における自主管理の促進

と畜場における自主管理の促進

と畜場における自主管理を促進し、衛生意識の向上を図るため、衛生管理責任者、作業衛生責任者等に対し、講習会を開催します。また、HACCPに基づく衛生管理が適切に実施されていることを監視時に確認し、必要に応じて助言等を行います。(生活衛生課)

5 食品営業者等における自主管理の促進

●P14

(1) 食品営業施設等における自主管理の促進

ア 衛生管理等の促進

食品営業者等における食の安全・安心の確保に向けた取組みを促進するため、製造業、調理業及び販売業の各業種に対し、HACCPに沿った衛生管理の導入に向けた指導を行い、施設の衛生管理及び食品又は添加物の取扱い等に関する衛生管理計画の作成、記録等に係る助言を行います。(生活衛生課)

イ 食品衛生責任者等衛生講習の実施

食品営業者による自主管理を促進し、衛生意識の向上を図るため、食品営業許可施設の食品衛生責任者、営業者等に対し、講習会を開催します。(生活衛生課)

(食品衛生講習会の開催)

令和2年度計画
280回

(2) と畜場(神奈川食肉センター)における自主管理の促進

と畜場(神奈川食肉センター)における自主管理の促進

と畜場における自主管理を促進し、衛生意識の向上を図るため、衛生管理責任者、作業衛生責任者等に対し、講習会を開催します。また、「と畜場法施行規則」第7条に規定する危害分析・重要管理点方式による衛生管理及び食肉の衛生的な取扱いが適切に実施されていることを確認し、必要に応じて助言等を行います。(生活衛生課)

(3) 学校における自主管理の促進

イ 学校給食における食材の放射性物質検査の実施

学校給食の食材の安全性確保のため、必要に応じて、学校給食において使用される食材の放射性物質検査の実施を支援します。(保健体育課)

ウ 教職員等対象の研修講座開催

学校給食における食中毒等の健康危害を防止するため、衛生管理について、校長、教諭、栄養教諭・学校栄養職員、調理員等を対象に研修講座、会議を開催します。(保健体育課)

(校長、教諭、栄養教諭・学校栄養職員等研修講座)

令和3年度計画
8回

(調理員研修講座・学校給食関係者会議等)

令和3年度計画
3回

6 食品営業者等に対する監視指導等の実施

●P16

(1) 食品営業施設等に対する監視指導

食品営業施設等に対する監視指導

(食品営業施設等の監視指導)

令和3年度計画
18,807件

(3) 学校における自主管理の促進

イ 学校給食における食材の放射性物質検査の実施

学校給食の食材の安全性確保のため、県の学校給食において使用される食材の放射性物質検査を実施するとともに、市町村への支援を行います。(保健体育課)

ウ 教職員等対象の研修講座開催

学校給食における食中毒等の健康危害を防止するため、衛生管理について、校長、教諭、栄養教諭・学校栄養職員、調理員等を対象に講習、会議を開催します。(保健体育課)

(学校給食関係者研修会等)

令和2年度計画
11回

6 食品営業者等に対する監視指導等の実施

●P17

(1) 食品営業施設等に対する監視指導

食品営業施設等に対する監視指導

(食品営業施設等の監視指導)

令和2年度計画
38,851件

(大規模製造・大規模調理施設の監視指導) (上記の再掲)

令和3年度計画

991件

(2) と畜場、食鳥処理場等に対する監視指導

ア と畜場等の監視指導

腸管出血性大腸菌O157等による食肉の汚染を防止するため、HACCPに基づくと畜場の衛生管理について監視指導を行います。

また、併せて、と畜場に併設する食肉処理業等の、HACCPの考え方を取り入れた食肉の衛生的な取扱いについて監視指導を実施します。(生活衛生課)

(と畜場等の監視指導)

令和3年度計画

600件

イ 食鳥処理場等の監視指導

認定小規模食鳥処理場に対し、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理について、監視指導を行うとともに、届出食肉販売業の監視指導を実施します。(生活衛生課)

(3) と畜場における衛生検査

イ 食肉及び食鳥肉の動物用医薬品等の検査

(と畜場等の監視指導)

令和3年度計画

870検体

(4) 流通食品等の抜き取り検査等

ア 食品等の検査

(流通食品等の抜き取り検査(放射性物質検査及び輸入食品含む))

令和3年度計画

(大規模製造・大規模調理施設の監視指導) (上記の再掲)

令和2年度計画

1,567件

(2) と畜場、食鳥処理場等に対する監視指導

ア と畜場等の監視指導

腸管出血性大腸菌O157等による食肉の汚染を防止するため、HACCPに基づく衛生管理手法によると畜場の衛生管理及びと畜場、併設する食肉処理業等における食肉の衛生的な取扱いについて、監視指導を実施します。(生活衛生課)

(と畜場等の監視指導)

令和2年度計画

354件

イ 食鳥処理場等の監視指導

認定小規模食鳥処理場に対し、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の導入に向けた指導を行うとともに、届出食肉販売業の監視指導を実施します。(生活衛生課)

(3) と畜場における衛生検査

イ 食肉及び食鳥肉の動物用医薬品等の検査

(と畜場等の監視指導)

令和2年度計画

1,270検体

(4) 流通食品等の抜き取り検査等

ア 食品等の検査

(流通食品等の抜き取り検査(放射性物質検査及び輸入食品含む))

令和2年度計画

2,935 検体

ウ いわゆる健康食品の検査

(いわゆる健康食品の買上げ検査)

令和3年度計画

20 検体

(5) 食品中の放射性物質への対応を推進する取組み

ア 加工食品等の放射性物質検査

(加工食品等の放射性物質検査(再掲))

令和3年度計画

70 検体

(6) 輸入食品の安全性確保を推進する取組み

- 厚生労働省検疫所の輸入時の検査に加え、県内に流通する輸入食品の抜き取り検査を行います。
- 食品等輸入事業者に対して指導、情報提供等を行い、さらなる安全性の確保に取り組みます。

(削除)

ア 食品等輸入事業者への監視指導

食品等輸入事業者に対して、食品衛生法に基づく監視指導を行い、輸入食品による事故等の未然防止に努めます。(生活衛生課)

3,898 検体

ウ いわゆる健康食品の検査

(いわゆる健康食品の買上げ検査)

令和2年度計画

30 検体

(5) 食品中の放射性物質への対応を推進する取組み

ア 加工食品等の放射性物質検査

(加工食品等の放射性物質検査(再掲))

令和2年度計画

104 検体

(6) 輸入食品の安全性確保を推進する取組み

- 厚生労働省検疫所の輸入時の検査に加え、県内に流通する輸入食品の抜き取り検査を行います。
- 条例に基づく届出のあった食品等輸入事務所等に対して指導、情報提供等を行い、さらなる安全性の確保に取り組みます。

ア 食品等輸入事務所等の届出制度の運用

条例に基づく食品等輸入事務所等の届出制度を実効性のあるものとして運用するため、食品等輸入事業者に対して、制度の趣旨や内容について周知を図ります。(生活衛生課)

イ 食品等輸入事務所等の監視指導

食品等輸入事務所等に対して、食品衛生法に基づく監視指導を行い、輸入食品による事故等の未然防止に努めます。(生活衛生課)

(食品等輸入事務所等の監視指導)

令和2年度計画

1回以上/1施設

イ 食品等輸入事業者への情報提供

食品等輸入事業者に対して、情報提供を行えるよう緊急連絡体制を整備し、運用します。(生活衛生課)

(削除)

ウ 輸入食品の抜き取り検査

県内に流通する輸入食品の抜き取り検査を行い、残留農薬、カビ毒、食品添加物、細菌検査等の試験検査を実施し、安全性を確保します。(生活衛生課)

(輸入食品の抜き取り検査 (再掲))

令和3年度計画
639 検体

(7) 食品等の自主回収の報告制度の徹底等

ア 食品等の自主回収の報告制度の運用、県民に対する周知

食品衛生法等に基づく食品等の自主回収の報告制度の適切な運用を図り、理解を深めるため、制度の趣旨や内容について、講習会等や広報媒体等を通じて、食品関連事業者及び県民の皆さんに対し、周知を図ります。(生活衛生課)

8 食品表示の適正の確保の推進

●P23

イ 食品の適正表示の啓発【重点的取組み】

ウ 食品等輸入事業者への緊急時の情報提供

食品等輸入事業者に対して、緊急時に情報提供を行えるよう緊急連絡体制を整備し、運用します。(生活衛生課)

エ 食品等輸入事業者への講習会の開催

食品等輸入事業者の衛生講習会を開催し、衛生意識のさらなる向上を図り、自主的な安全性確保に向けた取組みを促進します。(生活衛生課)
(食品等輸入事業者への講習会の開催)

令和2年度計画
1回

オ 輸入食品の抜き取り検査

県内に流通する輸入食品の抜き取り検査を行い、残留農薬、カビ毒、食品添加物、細菌検査等の試験検査を実施し、安全性を確保します。(生活衛生課)

(輸入食品の抜き取り検査 (再掲))

令和2年度計画
658 検体

(7) 食品等の自主回収の報告制度の徹底等

ア 食品等の自主回収の報告制度の運用、県民に対する周知

条例に基づく食品等の自主回収の報告制度の適切な運用を図り、理解を深めるため、制度の趣旨や内容について、講習会等や広報媒体等を通じて、食品関連事業者及び県民の皆さんに対し、周知を図ります。(生活衛生課)

8 食品表示の適正の確保の推進

●P24

イ 食品の適正表示の啓発【重点的取組み】

食品関連事業者自らが責任と自覚をもって食品表示の適正の確保を行うよう、関係機関や団体と連携して資料を用いた啓発を図るとともに、食品表示に関する助言、指導を行える者の育成を図ります。(全庁的取組み)

(食品の適正表示推進講習会の開催)

令和3年度計画
—

ケ 食品表示に関する情報発信【重点的取組み】

かながわ食の安全・安心基礎講座として、ホームページなどを活用し、食品表示に関する情報を発信します。(全庁的取組み)

(食品表示セミナーの開催)

令和3年度計画
—

9 情報の共有化の推進

●P25

ア かながわ食の安全・安心基礎講座等の開催【重点的取組み】

食の安全・安心に関する知識と理解を深めてもらうため、県内の大学等と連携するなど、食の安全・安心に関する基礎的な情報を発信し、情報の共有化を図ります。(全庁的取組み)

(基礎講座の開催)

令和3年度計画
—

食品関連事業者自らが責任と自覚をもって食品表示の適正の確保を行うよう、関係機関や団体と連携して啓発を図るとともに、食品関連事業者を対象とした「神奈川県食品の適正表示推進講習会」を実施し、食品表示に関する助言、指導を行える者の育成を図ります。(全庁的取組み)

(食品の適正表示推進講習会の開催)

令和2年度計画
4回

ケ 食品表示に関する情報発信【重点的取組み】

かながわ食の安全・安心基礎講座、パンフレット、ホームページなどを活用し、食品表示に関する情報を発信します。

また、県民の皆さんを対象とした食品表示講習会を開催いたします。

(全庁的取組み)

(食品表示セミナーの開催)

令和2年度計画
3回

9 情報の共有化の推進

●P27

ア かながわ食の安全・安心基礎講座等の開催【重点的取組み】

食品の生産・製造現場の見学や講座の開催、県域で開催されるイベントを利用した啓発活動の他、小学生も参加できる講座を開催するなど、食の安全・安心に関する知識と理解を深めてもらうため、食の安全・安心に関する基礎的な情報を発信し、情報の共有化を図ります。(全庁的取組み)

(基礎講座の開催)

令和2年度計画
5回

(大学生等を対象とした食の安全・安心ラボの開催)

令和3年度計画

—

オ 自主回収情報の公表等

食品等の自主回収の情報について、食品関連事業者による情報提供を促進するとともに、食品衛生法及び食品表示法に基づき報告を受けた自主回収情報について、県ホームページでも提供し、健康被害の発生の未然防止に努めます。(生活衛生課)

カ インターネットアンケート等を活用した情報提供【重点的取組み】

インターネットアンケート等を通じた情報提供を行います。(生活衛生課)

ク 食育の推進に関する施策と連携した情報提供

食育のための食品安全リーフレット「かながわの食品衛生 for KIDS」を県ホームページに掲載するほか、食育の推進に関する施策と連携して、様々な場面で、県民の皆さんに食品の安全性に関する知識の普及を図り、情報の共有化を推進します。(全庁的取組み)

(食育のための食品安全リーフレットの発行)

令和3年度計画

県ホームページに掲載

ケ 相談窓口による対応

「かながわ食の安全・安心相談ダイヤル」(専用電話 045-210-4685)、かながわ中央消費生活センターの消費生活相談窓口(専用電話 045-311-0999)に寄せられた相談に適切に対応し、情報の共有化を図り、その後の取組みに生かしていきます。(生活衛生課、消費生活課)

シ 食中毒等の注意喚起

(大学生等を対象とした食の安全・安心ラボの開催)

令和2年度計画

2回

オ 自主回収情報の公表等

食品等の自主回収の情報について、食品関連事業者による情報提供を促進するとともに、条例に基づく自主回収の報告制度により報告を受けた自主回収情報を県民の皆さんへ迅速にわかりやすく提供し、健康被害の発生の未然防止に努めます。(生活衛生課)

カ e-かなネットアンケートを活用した情報提供【重点的取組み】

e-かなネットアンケートを通じた情報提供を行います。(生活衛生課)

ク 食育の推進に関する施策と連携した情報提供

食育のための食品安全リーフレット「かながわの食品衛生 for KIDS」を県内の全小学校を対象に配布するほか、「かながわ食育フェスタ」等の食育の推進に関する施策と連携して、様々な場面で、県民の皆さんに食品の安全性に関する知識の普及を図り、情報の共有化を推進します。(全庁的取組み)

(食育のための食品安全リーフレットの発行)

令和2年度計画

県内の全小学校を対象に配布

ケ 相談窓口による対応

「かながわ食の安全・安心相談ダイヤル」(専用電話 045-210-4685)、かながわ中央消費生活センターの消費生活相談窓口(専用電話 045-311-0999)に寄せられた相談に適切に対応し、情報の共有化を図り、その後の取組みに生かしていきます。(生活衛生課、消費生活課)

また、放射性物質に係る「食品と健康に関する相談窓口」を引き続き開設し、県民の皆さんの問い合わせに対応していきます。(生活衛生課)

シ 食中毒警報等による注意喚起

細菌を原因とする食中毒が発生しやすい夏期に県民及び食品関連事業者の皆さんに食中毒の予防を呼びかけるため、情報を発信し、注意喚起を行います。

また、ノロウイルスを原因とする食中毒が発生しやすい冬期において、感染性胃腸炎の患者の発生状況等を踏まえ、「ノロウイルス食中毒警戒情報」を発令します。

なお、食品による重大な健康被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急時には、被害の拡大防止のため、迅速に情報を発信し、注意喚起を行います。

(生活衛生課)

県民及び食品関連事業者の皆さんに食中毒の予防を呼びかけるため、気象及び海洋データから細菌を原因とする食中毒が発生しやすい時期を科学的に予測して、「食中毒警報」を発令します。

また、ノロウイルスを原因とする食中毒が発生しやすい冬期において、感染性胃腸炎の患者の発生状況等を踏まえ、「ノロウイルス食中毒警戒情報」を発令します。

なお、食品による重大な健康被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急時には、被害の拡大防止のため、迅速に情報を発信し、注意喚起を行います。

(生活衛生課)

10 関係者による意見交換の促進

●P28

ア かながわ食の安全・安心キャラバンの開催【重点的取組み】

県民の皆さんの関心が高いテーマについて県内各地で意見交換を行う「かながわ食の安全・安心キャラバン」を関係団体と協力し、ホームページ等を活用した情報共有や相互理解を図ります。(生活衛生課)

(キャラバンの開催)

令和3年度計画
—

イ インターネットアンケート等を活用した意見募集

食の安全・安心の確保に関して、インターネットアンケート等の活用により、県民の皆さんから広く意見を募集します。(全庁的取組み)

(インターネットアンケート実施回数)

令和3年度計画
2回

10 関係者による意見交換の促進

●P31

ア かながわ食の安全・安心キャラバンの開催【重点的取組み】

県民の皆さんの関心が高いテーマについて県内各地で意見交換を行う「かながわ食の安全・安心キャラバン」を関係団体と協力して開催し、情報共有や相互理解を図ります。(生活衛生課)

(キャラバンの開催)

令和2年度計画
3回

イ e-かなネットアンケートを活用した意見募集

食の安全・安心の確保に関して、e-かなネットアンケートの活用により、県民の皆さんから広く意見を募集します。(全庁的取組み)

(e-かなネットアンケート実施回数)

令和2年度計画
2回

かながわ食の安全・安心行動計画用語集

参考資料

(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
食品衛生責任者	<p>「食品衛生法施行規則」により、全ての事業者（食品の輸入業等、HACCPに沿った衛生管理の取組が免除される事業者を除く）に設置することが規定されています。</p> <p>事業者は、一定の資格を有する者を食品衛生責任者として設置することとしており、食品衛生責任者は、事業者の指示に従い、施設の衛生管理に当たります。</p>
(削除)	(削除)
と畜場	<p>と畜場法に基づき知事等の許可を受けて、食用に供する目的で牛、馬、豚等をとさつし、又は解体するために設置された施設をいいます。</p>

かながわ食の安全・安心行動計画用語集

参考資料

神奈川食肉センター	<p>と畜場法に基づく許可を受け、平成14年4月に操業を開始した厚木市内にあると畜場です。牛、豚等のとさつ、解体等を行っています。⇒「と畜場」の項参照</p>
食中毒警報	<p>県民に食中毒に対する注意を喚起する警報です。過去の食中毒発生時の気象条件等を解析し、食中毒の発生を予測するための県独自の予測式により、食中毒が発生しやすい時期を科学的に予測しています。</p>
食品衛生責任者	<p>令和2年6月から「食品衛生法施行規則」により、全ての事業者（食品の輸入業等、HACCPに沿った衛生管理の取組が免除される事業者を除く）に設置することが規定されました。</p> <p>事業者は、一定の資格を有する者を食品衛生責任者として設置することとしており、食品衛生責任者は、事業者の指示に従い、施設の衛生管理に当たります。</p>
食品等輸入事務所等の届出制度	<p>食品等を輸入する食品関連事業者（食品安全基本法第8条第1項に規定する食品関連事業者であって、県内に事務所又は事業所を有するもの）が、輸入に係る関税法第67条の規定による輸入の申告又は同法第73条第1項の規定による承認の申請に係る業務を行う県内の事務所又は事業所を「食品等輸入事務所等」といい、これを知事に届け出ることを義務付けた制度をいいます。（神奈川県食の安全・安心の確保推進条例第15条第1項）</p>
と畜場	<p>と畜場法に基づき知事等の許可を受けて、食用に供する目的で牛、馬、豚等をとさつし、又は解体するために設置された施設をいいます。⇒「神奈川食肉センター」の項参照</p>

